

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：全体会）

日時 平成23年7月21日（木）10時30分～12時00分

場所 倉吉市役所大会議室（本庁舎3階）

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン修正に向けた取組状況について

4 検討事項

鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンに追加修正する内容等について

（医療分野の追加等に係る修正）

5 その他

今後の予定スケジュールについて

6 閉会

[配布資料]

- 別紙 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会 委員名簿
- 資料1 鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン修正に向けた取組状況について
- 資料2 鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンに追加修正する内容等について
- 資料3 定住自立圏共生ビジョンの策定スケジュール（予定）について

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会 委員名簿

(順不同・敬称略)

役職	所属名	職名	氏名	担当部会
会長	鳥取短期大学	学長	山田 修平	
副会長	鳥取中央農業協同組合	参事	上本 武	産業振興
医療部会 部会長	社団法人鳥取県中部医師会	会長	池田 宣之	医療
	鳥取県介護支援専門員連絡協議会中部支部	副支部長	森本 勤子	医療
	倉吉市保育園長会 (ババール園)	代表	山田 美幸	医療
医療部会 副部会長	倉吉市学校教育審議会	会長	小谷 次雄	医療
	倉吉市体育協会	会長	桑本 圭二	医療
	倉吉商工会議所	事務局長	佐々木 敬宗	産業振興
	とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会	会長	岩崎 元孝	産業振興
	鳥取県中部地域公共交通協議会	委員	山下 昇	医療
	特定非営利活動法人 養生の郷	理事	岸本 康子	産業振興
	田舎暮らしの応援団	代表	福井 恒美	産業振興
	一般社団法人鳥取県ケーブルテレビ協議会 (日本海ケーブルネットワーク(株)倉吉放送センター)	センター長	青木 雅彦	*CATV
	倉吉市	—	谷本 八郎	産業振興
	三朝町	—	米田 功	*CATV
	湯梨浜町	—	遠藤 公章	産業振興
	琴浦町	—	高塚 良平	医療
	北栄町	—	福井 利明	*CATV

※「CATV」とは、「定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組」として設置する「(仮称)CATV利活用研究会」を示している。[参考：鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン(P52)]

鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン修正に向けた取組状況について

期日	関係機関等	倉吉市	内容
4月11日	定住自立圏共生ビジョン懇談会委員	総合政策課	倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の一部改正及び部会の設置について(医療部会、産業振興部会の設置)通知
4月21日	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	保健センター	医療分野に係る担当課長会議(緊急医療体制の充実について「現状と課題」「取り組み方針」「取組の内容」「役割分担」について協議)
4月28日	定住自立圏共生ビジョン懇談会第1回医療部会	総合政策課	「現状と課題」「取り組み方針」に基く協定する取組内容、役割分担の検討
5月2日	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、鳥取中部ふるさと広域連合	総合政策課	議案書、変更協定案、定住自立圏追加協定(医療分野)及び共生ビジョンの修正に向けたスケジュール送付
5月6日	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	総合政策課	医療分野協定変更に向けた今後のスケジュール、協定締結議案提案理由書送付
5月12日	定住自立圏共生ビジョン懇談会第2回医療部会	総合政策課	「現状と課題」「取り組み方針」に基く協定する取組内容、役割分担を部会として決定
5月12日	総務省(都道府県会館)	総合政策課	定住自立圏構想に係る宣言中心市意見交換会(企画振興部長出席)
5月12日	鳥取中部ふるさと広域連合	総合政策課	定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書(案)の内容確認
5月16日	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	総合政策課	第1回定住自立圏構想主管課長会議の開催し、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書(案)の内容の検討
5月17日	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	総合政策課	定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書(案)について、協議書送付
5月19日	副市長・副町長	総合政策課	鳥取中部ふるさと広域連合副市町長会議の前段で、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書(案)について説明
5月20日	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	総合政策課	定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書(案)について、回答書送達
5月26日	市長・町長	総合政策課	鳥取中部ふるさと広域連合連合会議の前段で、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書(案)について説明
6月3日	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	保健センター	医療分野に係る担当課長会議(緊急医療体制の充実について「具体的な事業内容」「役割分担」「事業費負担の基本的な考え方」について協議)
6月9日～6月17日	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	総合政策課	定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結に関する議案提出
6月17日～7月1日	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	総合政策課	定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結に関する議案議決
7月7日	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	総合政策課	本市と各町との間で定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結する
7月8日	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	総合政策室	定住自立圏構想推進要綱に基づき、定住自立圏形成協定の締結についてホームページで公表(広報誌は8月号)
7月8日	総務省、鳥取県	総合政策課	定住自立圏構想推進要綱の規定により、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の写しを送付

資料 2

鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンに追加修正する内容等について

◆ 救急医療体制の充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

現在、病院勤務医をはじめとする医師不足により、一部の医療機関では特定の診療科が休止に追い込まれる事態も見受けられます。

特に、住民の命を守る救急医療は、従事者が少なく、救急医療に当たる医師や医療スタッフは心身ともに疲弊しながら業務にあたっており、医療事故等の発生にもつながりかねない状況にあります。

鳥取県中部圏域の救急医療体制は初期救急医療体制と二次救急医療体制がありますが、三次救急医療体制は鳥取県内の他地域に依存している状況であり、当面、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善が求められています。

初期救急医療体制としては、鳥取県中部医師会を中心に中部休日急患診療所で小児科・内科を診療する初期救急医療体制があります。また、感染性の高い疾患については、期間を限定し平日夜間の医療体制も確保できる状況ですが、今後、初期救急医療体制の充実に加え、施設整備も視野に入れた検討が必要です。

二次救急医療体制としては、病院群輪番制により8病院¹が分担して休日の救急診療に対応しています。二次救急医療機関の中には、国から移譲を受けた老朽化した病院等があり、耐震化に向けた整備の必要があります。

【取組の方針】

二次救急輪番体制について、他の地域で見られるように勤務する医師・医療スタッフが過労によってモチベーションが低下し、退職といった事態になれば、本圏域の医療体制を維持することが困難になる可能性があります。

今後、鳥取県中部医師会等との連携による初期救急医療体制等の充実、平日夜間の医療体制確保に加え、休日の二次救急医療が24時間確保できる体制を維持するため、継続的な支援及び周知活動を行います。また、救急医療体制、機能の強化向上を図るとともに、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善に向け検討を行います。

(参考1)

救急告示病院（鳥取県立厚生病院・野島病院・清水病院・藤井政雄記念病院）
病院群輪番制病院（救急告示病院＋北岡病院・垣田病院・信生病院・三朝温泉病院）

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における初期救急医療体制及び二次救急医療体制を、鳥取県中部医師会等と連携して維持し、及び確保するため、救急医療体制の診療機能として必要な運営及び施設、設備等の整備に対し支援を行う。
倉吉市(甲)の役割	①救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。 ②救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。
関係町(乙)の役割	①救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。 ②救急医療体制を充実させるための事業の企画を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	初期救急医療施設（休日急患診療所、小児・歯科休日急患診療所）の利用者数
指標②	初期救急医療施設（平日夜間診療）の利用者数
指標③	二次救急医療施設（病院群輪番制病院）の利用者数

イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標①	実績（人）	1,259					
指標②	実績（人）	38					
指標③	実績（人）	3,463					

(2) 具体的な事業

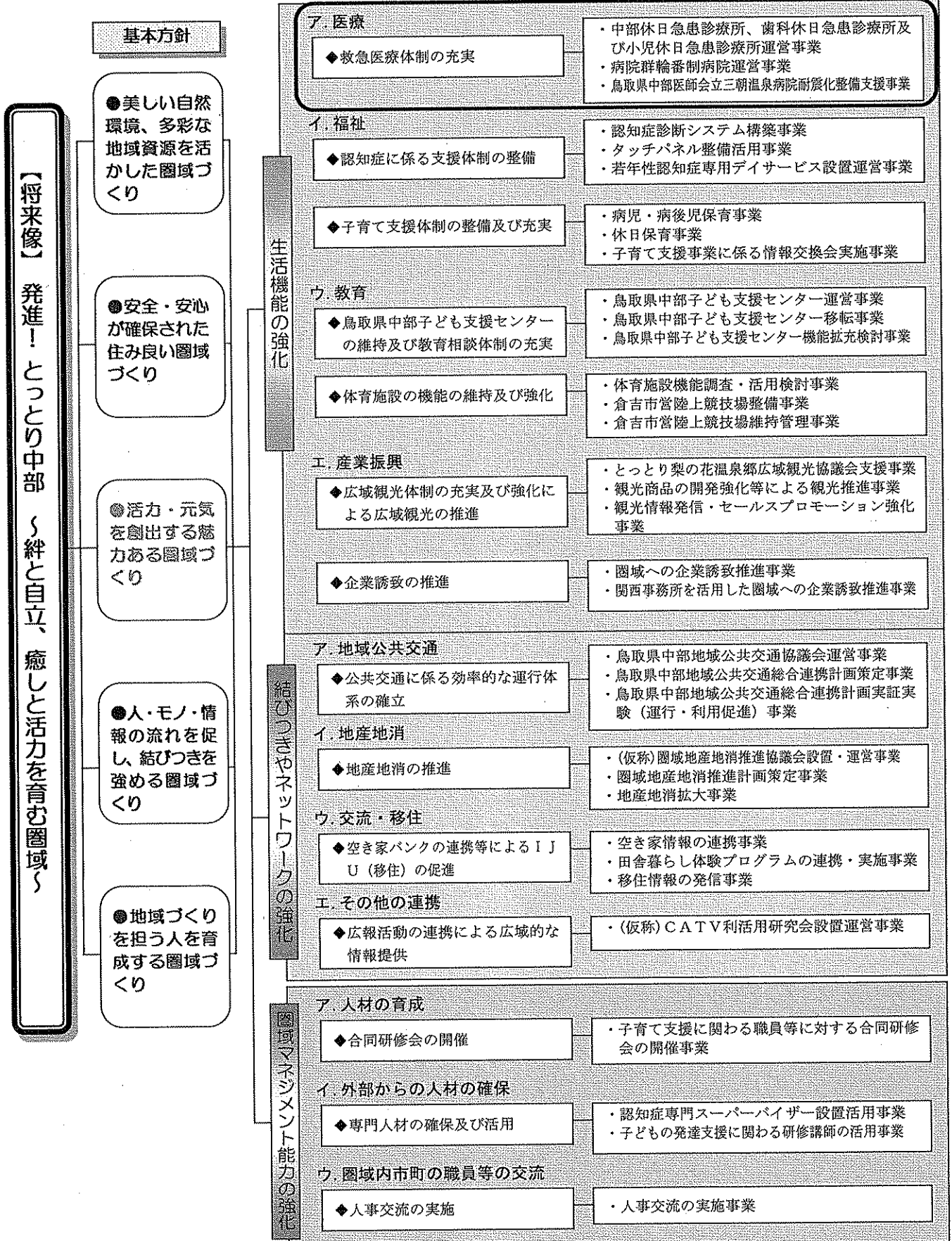
事業名	中部休日急患診療所、歯科休日急患診療所及び小児休日急患診療所運営事業						
内容	休日及び休日の夜間に発生する急病者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会及び鳥取県中部歯科医師会等と連携して休日急患診療体制を維持するとともに、感染性の高い急病者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して平日夜間の診療体制を確保します。また、初期救急医療体制の診療機能として必要な施設、設備等の整備に対する支援を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・初期救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行います。 ・広報の企画及び周知活動を行います。 ・事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・初期救急医療体制を充実させるための事業の企画を行います。 ・広報の企画に協力し、周知活動を行います。 ・事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
概算事業費	年度別（千円）	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		11,622	11,622	11,907	11,765	11,765	58,681
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	休日救急診療所の維持						→
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(負担額の8割)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、休日救急診療所の運営費及び施設整備に必要な費用を負担します。 なお、運営費については、関係市町の負担額は利用人数で按分することとし、各年度の負担額及び財政措置額の上限は、その都度、関係市町で協議します。また、施設整備等に要する費用負担が発生する場合には、関係市町で協議します。 							

事業名	病院群輪番制病院運営事業						
内容	休日及び夜間における重症急病患者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して病院群輪番制方式による救急医療体制を維持します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行います。 ・広報の企画及び周知活動を行います。 ・事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制を充実させるための事業の企画を行います。 ・広報の企画に協力し、周知活動を行います。 ・事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		8,312	8,312	8,312	8,312	8,312	41,560
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	病院群輪番制の維持						→
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(負担額の8割)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、病院群輪番制の運営に必要な費用を負担します。 なお、関係市町の負担額は利用人数で按分することとし、各年度の負担額及び財政措置額の上限は、その都度、関係市町で協議します。 							

事業名	鳥取県中部医師会立三朝温泉病院耐震化整備支援事業						
内容	病院群輪番制方式による救急医療体制を維持するため、鳥取県中部医師会が行う病院群輪番制方式の参加病院である三朝温泉病院の病棟新築等の耐震化整備に対し、財政的な支援を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・三朝温泉病院の病棟新築等の耐震化整備に要する費用の一部を補助します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・三朝温泉病院の病棟新築等の耐震化整備に要する費用の一部を補助します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		0	79,864	0	0	0	79,864
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	支援実施						→
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、施設整備に必要な費用の一部を負担します。 なお、関係市町の負担額は、人口、総患者数等を勘案し、それぞれ事業費を負担します。 							

第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組

■ 全体像(体系図)



第6章 今後の検討課題

このビジョンを策定する過程において、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会やパブリックコメントを通じて、中部圏域の将来像の実現に向けた課題や必要な取組に関する多くの意見がありました。

その中には、各市町がそれぞれの考え方で個別に取り組んでいく必要のあるもの、鳥取中部ふるさと広域連合で取り組むべきもの、関係市町間での協議に時間を要するもの、現状の関連制度や技術などの状況から将来的に取組を検討するべきものなど、このビジョンに直ちに反映することが難しいものもあります。

このビジョンは、必要に応じて具体的な取組を評価し、内容の検討を行っていくこととしています。そのため、これらの意見については、今後の検討課題として管理し、引き続き、緊急性や重要性などを踏まえて優先順位を考え、実施に向けた現実的な課題などを整理しながら、具体的な実現方法などの検討を行っていきます。

なお、この検討に当たっては、民間、地域の関係者などの意見を踏まえて、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会による検討、関係市町との協議や鳥取中部ふるさと広域連合との調整を行いながら進めていきます。

(1) 生活機能の強化に関連する主な検討課題

【医療】

- ① 救急医療体制（一次～三次救急体制）の充実
 - ・・・~~休日、夜間診療への対応~~ 専門医療機能の向上、搬送体制の改善 等
- ② 地域医療体制の充実
 - ・・・医師の確保、在宅医療を進める体制の整備、通院手段の確保 等

【福祉】

- ① 福祉サービスの充実
 - ・・・介護保険や障がい福祉等に関するサービスの充実 等

【教育】

- ① 体育施設等の教育施設の機能の維持及び相互利用の促進
 - ・・・生涯学習施設等の機能の充実、体育施設の利用料の統一等による利用環境の改善 等
- ② 教育環境の整備・充実
 - ・・・家庭での教育の充実、学校の統廃合の検討、公民館等での福祉講座の充実 等

【産業】

- ① 産業基盤の強化・充実
 - ・・・農業の後継者育成、収益性のある農業体制の確立や一次加工体制の確保、地場産業の育成、既存産業への支援、市街地の活性化や空き店舗の活用、雇用対策 等

【環境】

- ① 環境保全の推進
 - ・・・自然環境の保護・保全、低炭素社会の構築、住民参加の環境への取組 等

【消費生活】

① 消費生活相談業務の共同化

・・・消費生活相談窓口の体制整備、消費者行政施策の充実

(2) 結びつきやネットワークの強化に関連する主な検討課題

【地域公共交通】

① 交通ネットワーク体制の整備・充実

・・・移動しやすい交通体制の整備、高齢者の移動手段の確保 等

【ICTインフラ整備】

① ICT利活用の推進

・・・圏域情報の発信力の強化、ICTの利活用による生活支援の充実 等

【道路ネットワーク】

① 道路ネットワークの構築

・・・道路整備の促進 等

【交流・移住促進】

① 交流による賑わいの創出づくり

・・・交流の場や機会の提供 等

【その他の連携】

① 圏域情報の発信

・・・年代に応じた情報提供手段の確保・充実 等

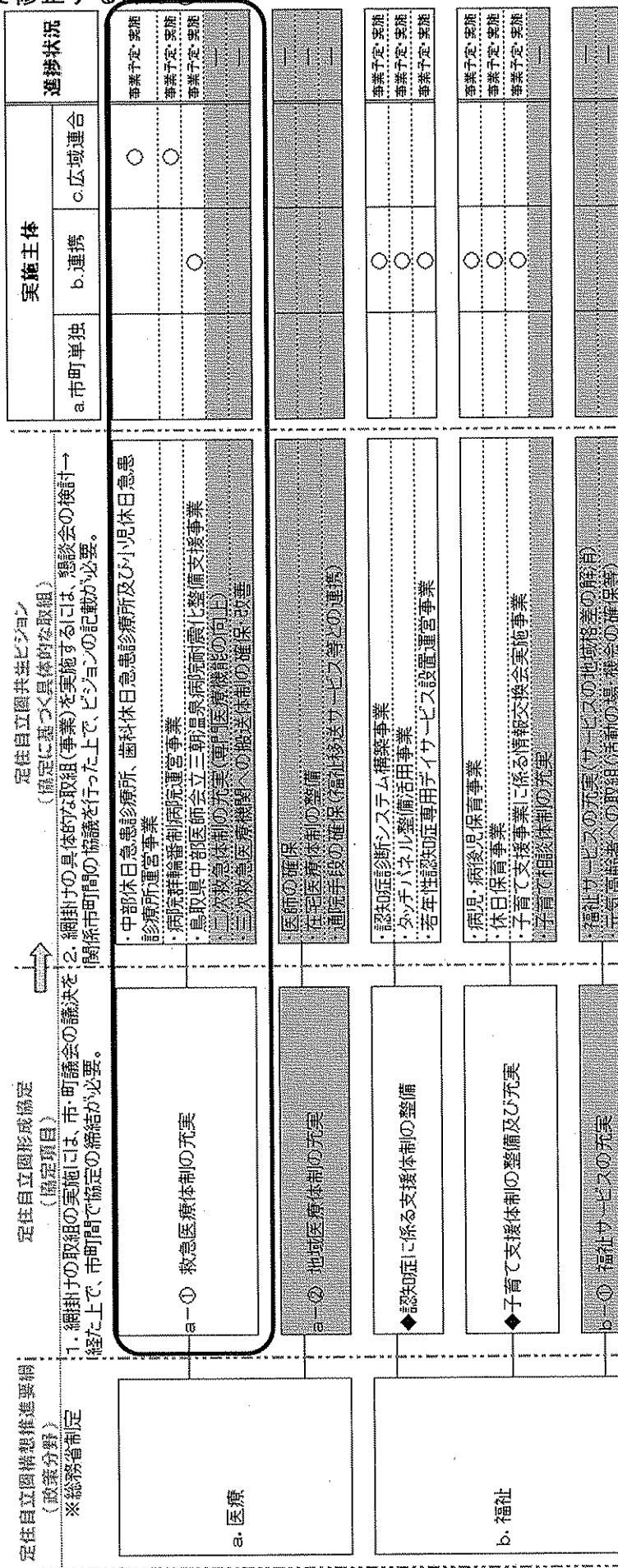
(3) 圏域マネジメント能力の強化に関連する主な検討課題

【その他の連携】

① 圏域内の人材の育成と活用による地域力の向上

・・・各地域の生活課題の把握、若者と地域の絆づくり 等

■今後の検討課題(具体的な取組の体系図)



※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】

- ①検討中
- ②完了
- ③事業予定・実施
- ④保留
- ⑤廃止

付 属 資 料

○ 鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンの主な策定経過について

時期	主な経過等の内容
平成 20 年	
12 月 10 日	○ 定住自立圏構想に係る「継続協議団体」の決定（倉吉市）
12 月 26 日	○ 定住自立圏構想推進要綱の制定（総務省）
平成 21 年	
1 月 1 日	○ 定住自立圏構想推進要綱の施行（対象：先行実施団体の市町村）
1 月 22 日	○ 定住自立圏構想に係る「先行実施団体」の決定（倉吉市）
3 月 9 日	● 中心市宣言の実施（倉吉市）
4 月 1 日	○ 定住自立圏構想推進要綱の施行（対象：先行実施団体以外の市町村）
12 月 25 日～	
平成 22 年	
～1 月 25 日	○ 定住自立圏形成協定書（案）に対するパブリックコメントの実施
3 月	○ 定住自立圏形成協定に係る締結議案の可決（各市町議会）
3 月 31 日	● 定住自立圏形成協定の締結（＝定住自立圏の形成） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）
4 月 1 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の施行
9 月 24 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 1 回：全体会）
11 月 8 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 2 回：交通・移住・情報部会）
11 月 9 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 2 回：産業振興・地産地消部会）
11 月 10 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 2 回：医療・福祉・教育部会）
11 月 24 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 3 回：医療・福祉・教育部会）
11 月 26 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 3 回：産業振興・地産地消部会）
11 月 30 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 3 回：交通・移住・情報部会）
12 月 27 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 4 回：全体会）
平成 23 年	
1 月 21 日～2 月 10 日	○ 定住自立圏共生ビジョン(素案)に対するパブリックコメントの実施 （若者等に対するヒアリングの実施：1/26、2/10）
2 月 18 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 5 回：全体会） （定住自立圏共生ビジョン（案）の決定）
2 月 25 日～3 月 10 日	○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（案）に係る 市町の個別協議の実施
3 月 14 日	● 定住自立圏共生ビジョンの策定
4 月 1 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の一部改正
4 月 28 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 1 回：医療部会）
5 月 12 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 2 回：医療部会）
5 月 17 日～20 日	○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施
6 月 17 日～7 月 1 日	○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会）
7 月 7 日	● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結 （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）
7 月 21 日	倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 3 回：全体会）
7 月 日～8 月 日	○ 定住自立圏共生ビジョン(修正案)に対するパブリックコメントの実施
9 月 1 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 4 回：全体会） （定住自立圏共生ビジョン（修正案）の決定）
9 月 日～9 月 日	○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン(修正案)に 係る市町の個別協議の実施
9 月 日	● 定住自立圏共生ビジョンの修正公表

関連して修正する部分⑤

○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。)第6に規定する定住自立圏共生ビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定し、又は変更するに当たり、ビジョンの内容について民間、地域の関係者等の意見を幅広く反映するため、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、ビジョンの策定又は変更のために必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 推進要綱第5に規定された政策分野に関係する者
- (2) 圏域の住民の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 懇談会の会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、懇談会に諮って非公開とすることができる。

(部会)

第7条 懇談会における検討を補助するため、懇談会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会の委員は、懇談会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、倉吉市企画振興部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成24年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後、最初に開催される懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成23年3月31日倉吉市長決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン 各政策分野の取組成果指標及び実績一覧表

政策分野	協定項目	成果指標	実績					備考 (実績値の算定根拠・出典 等)
			H22	H23	H24	H25	H26	
医療	救急医療の充実	初期救急医療施設(休日急期診療所、小児・歯科休日 急期診療所)の利用者数(人)	2,517					鳥取中部ふるさと広域連合実績
		初期救急医療施設(平日夜間診療)の利用者数(人)	63					鳥取中部ふるさと広域連合実績
		二次救急医療施設(病院救急搬送)の利用者数(人)	3,156					鳥取中部ふるさと広域連合実績
福祉	認知症に係る支援体制の整備	早期発見の取組達成率=(タッグパネル簡易検査を受 けた人/65歳以上の高齢者数)×100(%)	—					
		病児・病後児保育の利用者数(人)	426					各自治体の利用状況と委託先 からの実績報告による
教育	鳥取県中子ども支援セン ターの維持及び教育相談 体制の充実	休日保育の利用者数(人)	94					各自治体の利用状況と委託先 からの実績報告による
		センター利用率= $(\frac{\text{センターに通う児童・生徒数} + \text{相談人数}}{\text{不登校児童・生徒数}}) \times 100(\%)$	107.7					センター—実績記録より 98/91、不登校以外の相談有 り
		学校復帰率= $(\frac{\text{学校復帰児童・生徒数}}{\text{センターに通う児童・生徒数} + \text{相談人数}}) \times 100(\%)$	53.1					センター—実績記録より 52/98
産業振興	広域観光体制の充実及び強 化による広域観光の推進	倉吉市宮陸上競技場の公認大会の開催数(回)	6					陸上競技者の手帳
		倉吉市宮陸上競技場の利用者数(陸上利用のみ)(人)	23,075					指定管理者の実績報告
		とっとり裂の花温泉園園遊エリアの観光入込客数(県 の観光入込動態調査)(千人)	1,411					県文化観光局観光政策課の 観光入込動態調査
地域公共交通	公共交通に係る効率的な運 行体制の確立	企業誘致の件数(件)	0					商工課調査
		企業誘致による新規正規雇用者数(人)	0					商工課調査
		路線バス等の維持に係る市町補助金の合計額(千円)	197,258					バス事業者、各町へ実績を提出
地域地消 交流、移住促進	地産地消の推進	輸送量=運行回数×平均乗車密度(人)	1,335,113					バス事業者、各町へ実績を提出
		圏域内にある直売所の販売額(千円)	1,363,422					鳥取県中央農林園芸事務所(中央)
		圏域外から圏域内に移住した人数(人)	32					移住、定住に動向した事業により移住し た者(鳥取県、倉吉市、東郷町)三地区 の集計
その他	広域活動の連携にゆる広域 的な情報提供	圏域のケーブルテレビの加入率(%)	71.8					各町聞き取り
		合同研修会に参加した市町職員等の人数(人)	—					
		活用した外郷人材の人数(人)	—					
生活機能 の強化		人事交流の人数(人)	—					
圏域マナ ジメントの 強化	人材育成、外郷 からの人材の雇 用、圏域内市町 の職員等の交流	人事交流の人数(人)	—					

医療分野の追加に係る共生ビジョン修正スケジュール

